

公益財団法人煎茶道方円流 旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人煎茶道方円流の役員及び評議員並びに従業員が業務により出張する場合の旅費の支給について定める。

(旅費の区分)

第2条 出張にあたっては、次に定める旅費を支給する。

- (1) 交通費
- (2) 日当
- (3) 宿泊費

(旅費の計算)

第3条 旅費はすべて順路によって支給する。但し、天災その他特別の事情により、やむを得ないときは実際の経路により支給する。

(交通費の計算)

第4条 交通費は、次の区分によって別表の基準により支給する。

- (1) 鉄道運賃
- (2) 船舶料金
- (3) 航空料金
- (4) その他の交通料金

なお、従業員の指定料金、グリーン料金については、業務の都合上必要と認めるときに限り実費を支給する。

(日当、宿泊費)

第5条 日当及び宿泊費は、出張の初日から帰着日まで、出張日数、宿泊日数及び出張区域に応じて別表の基準により支給する。

附則 この規程は、公益財団法人の移行登記の日から実施する。

公益財団法人煎茶道方円流 旅費規程別表

資格区分		役員	評議員	従業員
交通費	鉄道	実費 指定 グリーン可	実費 指定 グリーン可	実費
	船舶	実費	実費	実費
	航空	実費 ファーストクラス可	実費 ファーストクラス可	実費
	その他	実費	実費	実費
日当	社中	10,000 円以内	10,000 円以内	5,000 円以内
	その他	15,000 円以内	15,000 円以内	
宿泊費 (一泊)		実費	実費	実費